

郷土の古文書

「その 33 渴命の百姓拝借夫食請取証文」

解説・口語訳

昔から農民は地震、大風雨、火山噴火、天候不順などの自然災害による冷害、洪水、旱魃、その他戦争による食糧難や疫病の流行などの被害を受けながら、生活してきました。

この文書は市内の旧小和田村に残る元禄 13 年(1700) 3 月のものです。小和田村は当時、家数 36 軒あり、前年の 8 月 15 日の大雨風で 5 軒が吹き潰されてしまったと幕府の取調べに対して報告しています。その 2 年前の元禄 10 年 10 月 12 日には震度 6.5 の地震が相模、武蔵を襲い、鎌倉の鶴ヶ岡八幡宮の鳥居が倒れたり、家が潰れたり、江戸城の石垣も崩れたと記されています。そして元禄 16 年 11 月 23 日にはそれ以上の震度 7.9~8.2 の地震が江戸や関東諸国を襲い(地質・地震年表)当地方でもこの二大地震で多くの神社仏閣が倒壊しています。

災害続きの時には当然凶作となり、農民の食糧は逼迫します。このような時には村は代官所へ年貢の減免願を出したり、夫食(食糧)^{ぶじき}拝借願を差し出して幕府の助けを借り、その場をしのいできました。

今回の文書でも元禄 13 年 1 月に夫食拝借願を差し出してようやく 2 か月後に夫食が出され、それを確かに受け取りました、ということで代官へ差し出した御請証文の控です。その内容を口語訳にしてみます。前文に麦の拝借量とその人名の明細を書き上げたところは省略し、中程の文章のみ訳しますと「今年の春は食糧が全くなくこのままでは飢えて命もあやぶまれる者達があり、この度食糧の拝借願を差し出したところ、願いの通り貸し出して頂きました。日数は 30 日分 男は 1 日 1 人麦 3 合、女は 2 合、子供は 1 合宛の積り、男女子供合わせて 39 人分 2 石 5 斗 5 升を、金 1 両について 1 石 4 斗宛の計算で換算した代永を銘々添えられ、たしかに請け取り有難く感謝申し上げます。返上納の方法は今年の暮れに半金、来年の暮れに半金、2 年で残らず返すよう言い渡され、その通り必ず上納致します。この連判の人の内 家産が潰れた者や死に絶えて返納成り兼ねる者がいた時は、名主組頭連判仲間の人達で完全に返納します。少しでもこのきまりに背かないように致します。後日のために一札差し上げます」というように書かれています。借りられたとはいえ、その年より返さなければならぬという厳しさには、同情させられます。

小和田村には元禄期より明治初年まで約 200 年間、80 通の夫食拝借、備荒貯蓄関係文書が残っています。近世を通じて全国的な凶作は 35 回、局地的凶作は数えきれない程あったといわれています。その中で最も大きかった飢饉は天明 3～7 年(1783～87)と、天保 4～7 年(1833～36)の二大飢饉です。これは主に冷害で小和田村の文書には「氷損」と書かれています。特に天明 3 年の浅間

山の大噴火による天明の飢饉の被災地は主に東北地方ではあるが、死者数十万人といわれています。これまで飢饉のたびに村々より出された夫食拝借願に対応してきた幕府も、農民に穀物を備蓄させるよう、政策を転換させる事になります。

以後飢饉は続きますが天明の飢饉以降の備荒貯稗穀制度ができる天明 8 年以降の事は次回の「郷土の古文書その 34」に載せる事にします。

参考文献

『五日市町史』昭和 51 年

『地質・地震年表』平成 3 年

解讀文

差上ケ申一札之事

一麦壹斗八升

太郎「(虫損)」印

代永百貳拾八文五分

一麦貳斗七升

善兵衛印

代永百九拾貳文八分

一麦貳斗壹升

六左衛「(虫損)」

代永百五拾文

一麦貳斗四升

与次右衛門印

代永百七拾壹文五分

一麦貳斗四升

次右衛門印

代永百七拾壹文五分

一麦九升

五郎左衛門印

代永六拾四文三分

一麦貳斗四升

作兵衛印

代永百七拾壹文五分

一麦貳斗七升

七兵衛(虫損)□

代永百九拾貳文八分

一麦貳斗壹升

崑兵衛印

代永百五拾文

一麦貳斗七升

庄左衛門印

代永百九拾貳文八分

一麦壹斗八升

庄九郎印

代永百貳拾八文五分

一麦壹斗五升

権四郎印

代永百七文

麦合式石五斗五升

代永壹貫八百式拾壹文式分

但シ金壹両ニ付壹石四斗替

右^者武州多麻郡小和田村当春及渴命候

者共夫喰御拝借奉願候処ニ願之通被

仰付日数三十日分 男ハ一日壹人ニ麦三合

女ハ貳合 子供ハ壹合宛之積り男女子供合

三拾九人此麦式石五斗五升之分金壹両ニ付

壹石四斗宛之積りを以代永銘々御添被遊

髓ニ請取難有奉存候 返上納之儀^者

当辰之暮半金 来巳之暮半金両年ニ

不残返納可仕旨被仰渡奉畏候 御定

之通急度上納可仕候 此連判之内身退

潰候欵 又ハ相果候^而返納成兼候之者

御座候ハ、名主組頭連判仲間^{ニ而}弁返納

可仕候 少^茂違背仕間敷候 為後日仍如件

武州多麻郡小和田村

元禄拾三年^辰三月

御代官様

名主 吉兵衛 印

組頭 六兵衛 印

同 作左衛門 印

同 佐五右衛門 印

同 与次右衛門 印

麦御拝借主

太郎兵衛 印

同断 善兵衛 印

卷之十一 札書

一 麥計八斗

代水百武德父

右前

一 麥計七斗

代水百九德武父

右前

一 麥計六斗

代水百武德父

右前

一 麥計五斗

代水百七德武父

右前

一 麥計四斗

代水百七德武父

右前

一 麥計三斗

代水百七德武父

右前

一 麥計二斗

代水百七德武父

右前

一 麥計一斗

代水百九德武父

右前

一 麥計半斗

代水百七德武父

右前

一 麥計四斗

代水百七德武父

右前

一 麥計三斗

代水百七德武父

右前

一 麥計二斗

代水百七德武父

右前

一 麥計一斗

代水百七德武父

右前

一 麥計半斗

代水百七德武父

右前

一 麥計四斗

代水百七德武父

右前

如七武別及麻於小和國村... 他七合本武父... 武別及麻於小和國村... 他七合本武父... 武別及麻於小和國村... 他七合本武父...

元禄拾三年辰三月

濟代信條

- 日 六斗
日 五斗
日 四斗
日 三斗
日 二斗
日 一斗
日 半斗
日 四斗
日 三斗
日 二斗
日 一斗
日 半斗
日 四斗
日 三斗
日 二斗
日 一斗
日 半斗



大麦